

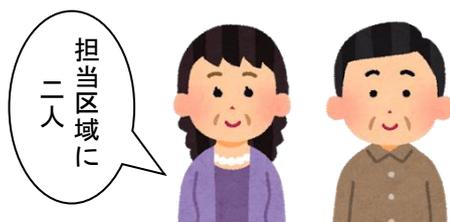
民生・児童協力委員として 活動していただくにあたって



明石市では、地域における福祉の増進を図るため、民生委員・児童委員に協力して福祉活動を行う“民生・児童協力委員”を配置しています

明 石 市
令和4年4月版

民生・児童協力委員とは



- 明石市長と明石市民生児童委員協議会会長の連名で委嘱された地域のボランティアです。
- 民生委員・児童委員に協力して地域の福祉活動を行っています。

民生委員・児童委員とは



- 厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員です。
- 的確な相談・支援が行えるよう住民の生活状態を把握します。
- 住民の立場に立って福祉に関わる様々な相談に応じ、援助します。
- 必要とする福祉サービスを適切に利用できるよう情報を提供します。

◎ 民生・児童協力委員の役割

1. 地域住民の生活状態を把握し、必要な情報を担当の民生委員・児童委員に連絡する

日常生活において、高齢者や障害者、児童等の困りごと等を見聞きした場合は、すみやかに担当の民生委員・児童委員（以下、民生委員）に連絡してください。

2. 要支援者等のいる家庭への友愛訪問^(※)等を行う

民生委員と連絡し合っ、安否確認や友愛訪問等にご協力いただき、日ごろから地域住民の生活状況に気を配っていただくようお願いします。

(1) 要支援者等へ年度を通して2回以上の声掛けによる見守り活動

・ 以下の中から、協力委員の見守りの方法や件数、見守りを行う予定者等について担当の民生委員と協力委員で無理のない範囲で、話し合っ決めてください。

- ◆ 2台帳（ひとり暮らし高齢者台帳・避難行動要支援者台帳）登録者
- ◆ 民生委員が把握する見守りが必要な家庭

・ 声掛けによる見守り活動は、体調や生活状況の確認のため、できるだけ訪問による声掛けをお願いします。

(2) 異状が認められた際の民生委員又は関係機関等への連絡

・ 普段の活動中に異状が認められた際は民生委員へ連絡する他、緊急を要する際は、関係機関（別紙「民生・児童協力委員見守り記録」裏面参照）への連絡をお願いします。

・ 緊急を要し、直接関係機関等へ連絡いただいた場合は民生委員にも報告を行うなど、情報共有を図ってください。

・ 別紙「民生・児童協力委員見守り記録」の活用は任意ですが、民生委員との情報共有にご利用ください。なお記載される内容には個人情報が含まれますので、取扱いにはご注意ください。

(※) 友愛訪問：要支援者等の方々が地域で安心した暮らしができるように見守る活動です。民生委員との共通の活動です。

3. 市の福祉施策の普及啓発を行う

民生委員を通じて、資料の配布などの協力をお願いすることがあります。

4. その他地域の福祉活動への協力

ボランティア活動、共同募金運動等への参加をお願いします。

◎ 民生・児童協力委員の任期等

1. 任期は、3年間です。
2. 年齢は、原則委嘱日現在75歳未満です。
3. 任期途中の交代は、毎月受付しています。担当の民生委員を通じて、事務局へお知らせください。任期は、前任者残任期間です。

◎ 活動するにあたってのお願い

1. 「民生・児童協力委員証」の携帯
民生・児童協力委員(以下、協力委員)としての活動中は、「民生・児童協力委員証」を常に携帯し、提示を求められた場合は速やかに提示してください。
2. 活動記録の提出
4月～翌年3月までの活動を記録し、担当の民生委員を通じ市へ提出してください。

◎ その他

1. 保険等
活動中の事故に備え、兵庫県ボランティア・市民活動災害共済に加入しています。万一、活動中に事故が起きた場合は、速やかに担当の民生委員及び明石市地域福祉担当へご連絡ください。
2. 研修等
福祉活動における見識等を深め、民生委員との連携をより強化するため、研修会等を実施しますので、積極的にご参加ください。
3. 謝礼
協力委員の活動に対する報酬はありませんが、一年間の活動に対する感謝の気持ち(謝礼)として、明石市民生児童委員協議会及び明石市からギフト券を、民生委員を通じお渡ししています。



協力委員に関して分からないこと、困ったことなどがありましたら、担当の民生委員や明石市福祉局地域福祉担当までお気軽にご連絡ください。



個人情報の保護

協力委員は、民生委員と同様に守秘義務があります。万一情報が漏えいすると、信用を著しく損なうことになります。個人情報等の秘密を守るために、以下についてご留意ください。
(明石市民生・児童協力委員配置要綱 第5条)

◎ 本人からの同意を得る

個人情報の保護は、自分の知らないところで自分の情報が流出することを防ぐためにあります。協力委員が、初めて友愛訪問を開始する前には民生委員による見守り予定者本人の事前承諾が必要です。その後民生委員、協力委員の同行訪問があればご本人も安心されます。

- ① 民生委員が見守り予定者に協力委員が友愛訪問を実施する旨、承諾を得ます。



- ② 民生委員と協力委員で見守り予定者宅を訪問し、対象者に協力委員を紹介します。



- ③ ②で見守り予定者の承諾が得られれば、2回目以降は協力委員のみで訪問が可能です。



※取り扱い可能な個人情報の範囲

民生・児童協力委員	民生委員・児童委員
・ 要支援者等本人の見守り活動に必要な範囲の情報 (要支援者等本人の氏名、住所、電話番号等)	・ 2台帳の情報

◎ 情報漏えいを防ぐために

- (1) 訪問活動などにおいては、真に必要な情報以外は持ち歩かないようにしましょう。
- (2) 個人情報の記載された書類を持ったまま寄り道をすることは避けましょう。
- (3) 周囲に人がいる喫茶店や路上などで要支援者等の実名を出しながらの民生委員と打合せは行わないようにしましょう。
- (4) 個人情報が記載された書類が家族の目にふれないよう、保管場所に注意しましょう。
- (5) 不要になった個人情報は適切な方法（断裁など）で速やかに破棄しましょう。

【 問い合わせ先 】

明石市民生児童委員協議会事務局
明石市福祉局地域共生社会室地域福祉担当
(市役所本庁舎2階 福祉コンビニ前)
所在地：明石市中崎1丁目5番1号
電話：078-918-5168 (直通)
FAX：078-918-5051